



保険・年金

国民健康保険(国保)

国民健康保険の手続の際には、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類が必要です。

該当する人

問 国保年金課 国保係

■国保には、次に当てはまる人以外は全て加入して被保険者にならなければなりません。

1. 職場の医療保険(健康保険、共済組合、船員保険など)の加入者とその扶養親族
2. 生活保護を受けている人
3. 短期滞在(3か月未満)の外国人

加入するとき

問 国保年金課 国保係

■国民健康保険に加入するとき
(14日以内の届出が必要です。)

こんなときに加入届を出してください	届出時に必要なもの
他の健康保険の資格を喪失したとき	健康保険資格喪失証明書、印鑑
他市区町村から転入したとき	前市区町村の転出証明書、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
子どもが生まれたとき	印鑑
外国籍の人が加入するとき	3か月以上滞在すると見込まれる場合に加入できます。本人確認できるもの、印鑑

加入資格がなくなるとき

問 国保年金課 国保係

■国民健康保険の加入資格がなくなるとき
(14日以内の届出が必要です。)

こんなときに喪失届を出してください	届出時に必要なもの
他の市区町村へ転出するとき	国民健康保険証、印鑑 (転出届時に国民健康保険の喪失)
他の健康保険などに加入したとき	国民健康保険証、加入した健康保険証、印鑑
生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、国民健康保険証、印鑑
死亡したとき	国民健康保険証、印鑑

その他届出が必要なとき

問 国保年金課 国保係

■その他届出が必要なとき
(14日以内の届出が必要です。)

こんなときに届を出してください	届出時に必要なもの
住所、氏名、世帯主が変わったとき	保険証、印鑑
保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	本人確認できるもの、汚して使えなくなった保険証、印鑑
修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印鑑
会社の都合などにより離職したとき	雇用保険受給資格者証、印鑑



保険・年金



国民健康保険のサービス

問 国保年金課 国保係

国民健康保険では、次のような給付を行っています。

種類	給付内容
医療費	保険証を提示して診察・治療・調剤など医療を受けたとき、医療費の一部を国保が負担します。
療養費	治療用装具を購入したときや保険証を持たずに受診した場合など、一旦全額負担した場合には、自己負担分を除いた分を国保への申請により支給します。
高額療養費	1か月の医療費の自己負担額が一定額を超えたときに、一定額を超えた分を国保への申請により支給します。
高額介護合算療養費	国保の世帯員が1年間に負担した医療費と介護サービス費との合算額が一定額を超えたときに、一定額を超えた分を国保への申請により支給します。
出産育児一時金	国保の被保険者が出産した場合に定額42万円(産科医療補償制度対象外の出産の場合:40万4千円)が支給されます。原則として、国保から医療機関に直接支払われます。出産費が定額より低かった場合などは、国保への申請により差額を支給します。死産・流産の場合でも、妊娠12週(85日)以降であれば、国保への申請により40万4千円が支給されます。
葬祭費	国保の被保険者が死亡した場合に3万円を国保への申請により支給します。

国民健康保険の保健事業

問 国保年金課 国保係

国民健康保険では、次のような保健事業を行っています。

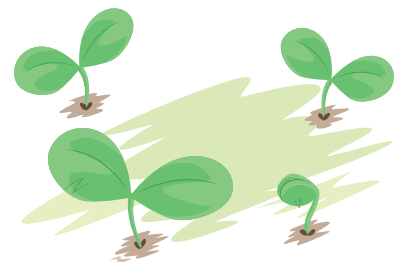
種類	対象者	受診者負担金	実施方法など
特定健康診査	年度末時点で40歳以上の国民健康保険被保険者	1,000円	個別健診(7月) = 市内の医療機関の一部 集団健診(6~12月) = 総合保健福祉センターあすてらす
保健指導	特定健康診査の検査結果により抽出	無料	

はり・きゅう施術への助成を行っています。

種類	対象者	実施方法など
はり・きゅう施術費	国民健康保険被保険者	市が指定するはり・きゅう施術所で施術を受けた際に施術料金の一部を助成します。



保険・年金



公費医療

子ども医療

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者および一部負担金について (平成29年4月1日現在)

区分	通院	入院	医療証
3歳未満	無料	無料	○
3歳以上～就学前	800円/月	無料 ※	○
小学生	1,200円/月	500円/日 (月7日限度)	○
中学生		500円/日 (月7日限度) ※	償還払い

※市独自助成

重度障害者医療

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者

- ・身体障害者 (身体障害者手帳1級・2級)
- ・知的障害者 (IQ35以下)
- ・重複障害者 (身体障害者手帳3級かつIQ50以下)
- ・精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳1級)

◎一部負担金について (平成29年4月1日現在)

対象年齢	通院	入院	所得制限
3歳～小学生	500円/月	一般…500円/日 (月7日限度) 非課税世帯…300円/日 (月7日限度) 3歳～就学前…無料(償還払い)	児童手当 準拠

公費医療(共通)

- ・入院時にかかる食事代の本人負担分や、医療保険の適用を受けない費用は、本人負担となります。
- ・学校管理下のケガ等:学校の先生を通じて「日本スポーツ振興センター災害給付」を申請ください。

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者(被保険者)

75歳以上の人と65歳～75歳未満で一定の障がいがあり認定を受けた人が、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

◎保険証(被保険者証)

原則、75歳になる月の前月に1人に1枚交付します。医療機関にかかる際は、必ず窓口に表示してください。

◎保険料の納付

納付方法は原則として、年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、年金受給額の基準などにより特別徴収にならない人は、納付書や口座振替で納めます。

※特別徴収による納付は、申し出により口座振替に変更することができます。詳しくは国保年金課医療・年金係に問い合わせてください。

◎自己負担

医療機関での自己負担割合は1割負担ですが、一定以上(※)の所得のある人は3割負担となります

※市県民税課税所得:145万円以上

対象年齢	通院	入院	所得制限
中学生以降	500円/月	一般…500円/日 (月20日限度) 非課税世帯…300円/日 (月20日限度) 中学生 ※500円/日(月7日) 償還払い	特別 障害者 手当準拠

※加入医療保険者が交付する「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、適用区分が「才」、「低所得」、「区分Ⅰ」または「区分Ⅱ」の場合は、医療機関の窓口に表示することにより入院の自己負担(日額)が300円になります。

未熟児養育医療

問 国保年金課 医療・年金係

対象者	自己負担	所得制限
2,000g未満で生まれ、入院加療が必要な乳児	世帯所得に応じた自己負担金	なし

ひとり親家庭等医療

問 国保年金課 医療・年金係

◎対象者および一部負担金について (平成29年4月1日現在)

対象者	自己負担	所得制限
・母子家庭の母親 ・父子家庭の父親 ・母子家庭および父子家庭の児童 ・父母のいない児童	入院:500円/日 (月7日限度) 通院:800円/月	あり



保険・年金



国民年金

加入区分

問 国保年金課 医療・年金係

■加入区分

被保険者種類	該当する人
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の農業・自営業者・学生・無職などの人で、被用者を対象とした年金制度に加入していない人
第2号被保険者	厚生年金、共済組合などの被用者を対象とした年金制度に加入している人
第3号被保険者	被用者を対象とした年金制度に加入している人(第2号被保険者)に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

届出と手続

問 国保年金課 医療・年金係

次の場合、手続が必要です。

■20歳になったとき

年金の加入が必要です。(未加入から1号被保険者へ)

■会社などを退職したとき

2号から1号被保険者への変更手続が必要です。

扶養されている配偶者も3号から1号被保険者への変更手続が必要です。

■住所が変わったとき

■保険料の納付が困難なとき

一定の基準に該当する人は、申請免除の手続ができます。

■老齢基礎年金を請求するとき

1号のみの被保険者は、市で手続ができます。

■国民年金加入者または受給者が死亡したとき

死亡一時金または未支給年金が請求できる場合があります。

保険料を納める方法

問 国保年金課 医療・年金係

■国民年金の保険料を納める方法 (保険料は毎年、見直しがあります)

- 加入後に送られてくる納付書を使い、銀行や郵便局・コンビニエンスストアで納める。
- 金融機関の自動口座振替で納める。(手続は金融機関の窓口で)
- ※月々納める保険料を前もって最大で2年分まで前納できます。まとめて納めると割引になり大変お得です。
- ※口座引落としによる前納は、毎年2月までに届出をしておく必要があります。
- クレジットカード・インターネットバンキングで納める。

保険料の免除

問 国保年金課 医療・年金係

■保険料の免除

保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料が免除される「免除制度」があります。免除を受けた期間は「受給資格期間(通算10年以上)」として加算されます。

全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除、納付猶予、学生納付特例は、いずれも10年以内であれば保険料を後から納めることができます。(免除部分を後から納めた期間は、老齢基礎年金が10割もらえます。)

納付猶予、学生納付特例は年金額に反映されません。全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付割合によって年金額に反映されます。

